

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 7 年 5 月 7 日

東京都知事 殿

申請者 〒 356-0034
住 所 埼玉県ふじみ野市駒林 18 番地



氏 名 株式会社ウチダ
代表取締役 内田 一二三
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 049-263-9777
担当者名 内田 朋美
電話番号 049-293-1128
FAX番号 049-293-1126

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）</p>	<p>(区分) 積替え保管を 含む ・ 除く 。</p> <p>(廃棄物の種類) 該当の品目に○をする。</p> <p>① 燃え殻 ② 汚泥 ③ 廃油 ④ 廃酸 ⑤ 廃アルカリ ⑥ 廃プラスチック類 ⑦ 紙くず ⑧ 木くず ⑨ 繊維くず ⑩ 動植物性残さ 11 動物系固形不要物 ⑫ ゴムくず ⑬ 金属くず ⑭ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑮ 鉱さい ⑯ がれき類 17 動物のふん尿 18 動物の死体 19 ばいじん 20 政令第13号廃棄物 <u>以上 15 種類</u></p> <p>(石綿含有産業廃棄物 含む ・ 除く) (水銀使用製品産業廃棄物 含む ・ 除く) (水銀含有ばいじん等 含む ・ 除く)</p> <p>限定 有り 無し 限定は、事業計画の概要のとおり</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 〒356-0052 埼玉県ふじみ野市苗間 1-6-10 電話番号 049-293-1128</p> <p>事業場 〒362-0066 埼玉県上尾市領家字中井 1119-1 電話番号 048-782-0201</p> <p>〒350-1313 埼玉県狭山市大字上赤坂字妻恋ヶ原 589 番地 1 電話番号 なし</p>
<p>事業の用に供する施設の種類の数量</p>	<p>運搬車両 64 台 他の施設（容器等） 有り 無し</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p></p>
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

氏名 株式会社ウチダ
代表取締役 内田 一二三



第14条第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第14条の2第1項
の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年 5月10日

許可の有効年月日 令和 7年 5月 9日



1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき類

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(以上15種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 5月 10日 新規許可
平成 30年 5月 10日 更新許可 第5回
令和 2年 7月 3日 変更許可 種類の追加（鉱さい）

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)



産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地
氏名 株式会社ウチダ
代表取締役 内田 一二三

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕

許可の年月日 令和6年10月21日
許可の有効年月日 令和13年10月20日

NO COPY

再複写無効

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）
(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻(#2)、汚泥(*)(#1)、廃油、廃酸(#1)(#2)、廃アルカリ(#1)(#2)、
廃プラスチック類(*)(#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、
金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*)(#1)、
鉱さい(#2)、がれき類(*) 以上15種類

- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(*)(#1)、木くず、ゴムくず、金属くず(#1)、
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*)(#1)、がれき類(*)
以上6種類

- ※1 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※2 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※3 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ施設等の所在地

埼玉県狭山市大字上赤坂字妻恋ヶ原589番1、589番6、589番7、589番8、
589番9、589番10 以上6筆（面積1,514㎡）

保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和62年10月21日	指令環整第704号	新規許可
平成30年3月19日	—	変更届（水銀使用製品産業廃棄物等の明示）
令和2年6月1日	指令産廃第165-1号	変更許可（「取り扱える」1種類の限定の解除）
令和3年12月13日	—	変更届（「取り扱える」石綿含有産業廃棄物の汚泥の明示）
令和6年10月21日	指令西環第2-3号	更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 01110030676

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
木くず 以上1種類	405.0 m ²	2.5 m (屋外)	559.1 m ³
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上5種類	536.0 m ²	2.5 m (屋外)	773.0 m ³
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上3種類(いずれも石綿含有産業廃棄物を含む。)	16.0 m ²	1.8 m (屋外)	16.0 m ³ (8 m ³ コンテナ×2個)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上3種類(いずれも水銀使用製品産業廃棄物に限る。)	16.0 m ²	1.8 m (屋外)	16.0 m ³ (8 m ³ コンテナ×2個)

(以下余白)

NO COPY
再複製無効

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

氏名 株式会社 ウチダ
代表取締役 内田 一二三

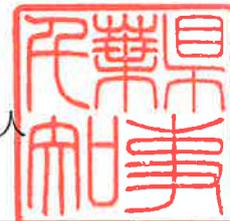
優良

第14条第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人

許可の年月日 令和6年9月26日

許可の有効年月日 令和13年9月24日



NO COPY

再複写無効

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、イ 廃油、ウ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、エ 紙くず、オ 木くず、カ 繊維くず、キ ゴムくず、ク 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、ケ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、コ 鋳さい、サ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成7年9月25日 新規許可

令和6年9月26日 更新許可（優良認定）・変更許可（2品目の追加, 限定の解除）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

（以下余白）

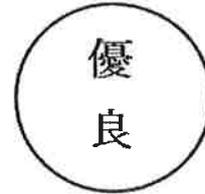
備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

氏名 株式会社ウチダ

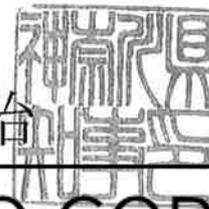


〔法人にあつては名称及び代表者の氏名〕 代表取締役 内田 一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒岩 祐治



許可の年月日 平成 31年 4月 3日
(初回許可年月日 平成 4年 3月 23日)
許可の有効年月日 令和 8年 3月 22日

NO COPY

再複写無効

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

燃え殻、汚泥（※1）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、がれき類（※1）

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

〔注1〕石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

平成31年 4月 3日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

許可番号 00900030676

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

氏名 株式会社 ウチダ
代表取締役 内田 一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事

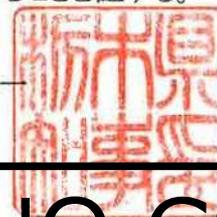
福田 富一

許可の年月日

令和 4(2022)年 4月20日

許可の有効年月日

令和 7(2025)年11月16日



NO COPY

再複製無効

1. 事業の範囲

(1) 営業の種別

収集・運搬(積替えを除く。)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨)

① 積替えを除くもの。

- ・汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む)
- ・廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)
- ・がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 平成 7(1995)年11月17日
更新許可 平成12(2000)年11月17日
変更許可 平成15(2003)年 8月26日
変更届 平成17(2005)年10月 5日
更新許可 平成17(2005)年11月17日
更新許可 平成22(2010)年11月17日
更新許可 平成27(2015)年11月17日
更新許可 令和 2(2020)年11月17日
変更許可 令和 4(2022)年 4月20日

取り扱う産業廃棄物の種類の追加
住所の変更による届出

取り扱う産業廃棄物の種類の追加

5. 積替え許可の有無 有(無)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有(無)

NO COPY

再 複 写 無 効

許可番号 00801030676

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地
 氏名 株式会社 ウチダ
 代表取締役 内田 一二三
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日 令和5年11月15日
 許可の有効年月日 令和10年9月24日

NO COPY
 再複写無効

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：燃え殻(*7)、汚泥(*4)(*5)(*7)、廃油(*5)、廃酸(*5)(*7)、廃アルカリ(*5)(*7)、廃プラスチック類(*1)(*4)(*6)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず(*1)(*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1)(*4)(*6)、がれき類(*4)以上13種類

(※) 記載品目については、(*1) 自動車等破砕物を除く、(*4) 石綿含有産業廃棄物を含む、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む、(*7) 水銀含有ばいじん等を除く

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし。

3. 許可の条件
 特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成10年9月25日	新規許可	平成30年11月2日	更新許可
平成15年9月25日	更新許可	令和5年11月15日	更新許可
平成17年10月26日	変更届（住所の変更）		以下余白
平成20年9月25日	更新許可		
平成25年10月16日	更新許可		

5. 積替え許可の有無 ~~有~~・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

氏 名 株式会社ウチダ

代表取締役 内田一二三

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 平成30年 7月 6日

許可の有効期限 令和 7年 7月 5日

NO COPY

再複写無効

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭鉍さい、⑮がれき類（以上15種類）

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑬については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑮については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 3年 7月 6日 新規許可

平成 8年 7月 6日 更新許可

平成13年 7月 6日 更新許可

平成13年	8月21日	変更許可
平成18年	7月6日	更新許可
平成23年	7月6日	更新許可
平成30年	7月6日	更新許可
令和6年	8月26日	変更許可

NO COPY

再複写無効

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

氏名 株式会社ウチダ

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 内田 一二三

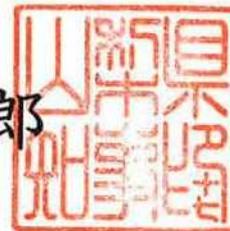
NO COPY

再複製無効

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事

長崎 幸太郎



許可の年月日 令和4年3月12日

許可の有効年月日 令和9年3月11日

1 事業の範囲

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類 ※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成 4年 3月12日	新規許可
令和 4年 5月10日	許可の更新

5 積替え許可の有無

有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

産業廃棄物収集運搬業許可証

埼玉県ふじみ野市駒林18番地

株式会社 ウチダ

代表取締役 内田 一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花角 英世



許可の年月日 令和 3年11月30日

許可の有効年月日 令和 8年11月 6日

NO COPY

再複製無効

1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、

紙くず、木くず、繊維くず（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、ゴムくず、金属くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・新規許可年月日 平成13年11月 7日
- ・変更届出年月日 平成17年10月14日
(合併による住所変更 旧 埼玉県上福岡市大字駒林18番地)
- ・更新許可年月日 平成18年11月20日
- ・更新許可年月日 平成23年12月 8日
- ・更新許可年月日 平成28年11月25日
- ・更新許可年月日 令和 3年11月30日

NO COPY

再複製無効

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

(令和 3年11月30日 更新許可)



許可番号00400030676

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地
 氏 名 株式会社ウチダ
 [法人にあつては、名称
 及び代表者の氏名] 代表取締役 内田 一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



NO COPY

再 複 写 無 効

許可の年月日 令和5年2月6日
 許可の有効年月日 令和10年2月5日

- 事業の範囲（積替え又は保管行為を除く。）
 廃プラスチック類，紙くず，木くず，繊維くず，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類 以上8種類
 （これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を含む。廃プラスチック類，金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは，自動車等破砕物を除く。以下余白）
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は，その旨を含む。），積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- 許可の条件
 なし
- 許可の更新又は変更の状況
 平成15年 2月 6日 許可
 平成20年 2月 6日 更新受付
 平成25年 2月 6日 更新許可
 平成30年 2月 6日 更新許可
 令和 5年 2月 6日 更新許可
- 積替え許可の有無 存 ・ (無)
- 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 存 ・ (無)

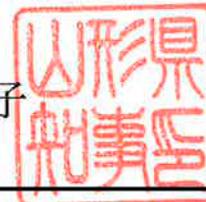
備考
 市長が交付する許可証については，積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

埼玉県ふじみ野市駒林18番地
株式会社ウチダ
代表取締役 内田一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子



許可の年月日 令和 6年 6月 13日

許可の有効年月日 令和 11年 5月 20日

NO COPY

再複写無効

1 事業の範囲

種類	取扱	特記事項	種類	取扱	特記事項
燃え殻	○		金属くず	○	
汚泥	○		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○	
廃油	×		鋳さい	○	
廃酸	×		がれき類	○	
廃アルカリ	×		動物のふん尿	×	
廃プラスチック類	○		動物の死体	×	
紙くず	○		ばいじん	×	
木くず	○		政令第2条第13号に規定する産業廃棄物	×	
繊維くず	○		自動車等破碎物	○	
動植物性残さ	○		石綿含有産業廃棄物	○	
動物系固形不要物	×		水銀使用製品産業廃棄物	○	
ゴムくず	○		水銀含有ばいじん等	×	

これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

【備考】 表中の「○」は取扱うことができるもの、「◎」は積替え及び保管を行うことができるもの、「×」は取扱うことができないものを示す。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年 5月21日	許可
平成21年 5月21日	許可の更新
平成26年 5月21日	許可の更新
令和元年 5月30日	許可の更新
令和 6年 6月13日	許可の更新

5 積替え許可の有無 存 ・ 無
市名 許可番号

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 存 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

氏 名 株式会社ウチダ
代表取締役 内田一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



NO COPY

再複製無効

許可の年月日

令和3年9月13日

許可の有効年月日

令和8年8月7日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず⑧木くず⑨繊維くず⑩動植物性残さ⑪ゴムくず⑫金属くず⑬ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず⑭鉱さい⑮がれき類⑯ばいじん

（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上16種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成23年8月8日

更新許可年月日 平成28年8月31日（有効期間 平成28年8月8日～令和3年8月7日）

申出年月日 平成29年10月12日（省令改正に伴う水銀廃棄物の記載追加）

更新許可年月日 令和3年9月13日（有効期間 令和3年8月8日～令和8年8月7日）

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地
 氏 名 株式会社ウチダ
 代表取締役 内田 一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事

阿部 守一

許可の年月日 令和6年2月10日

許可の有効年月日 令和11年2月9日

NO COPY

再複写無効

1 事業の範囲

取扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く。)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	自動車等 破砕物
廃プラスチック類	-	○	○	-	-
紙くず	-	-	-	-	-
木くず	-	-	-	-	-
繊維くず	-	-	-	-	-
ゴムくず	-	-	-	-	-
金属くず	-	-	○	-	-
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	-	○	○	-	-
がれき類	-	○	-	-	-

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

- 平成21年2月10日 新規許可
- 令和6年2月10日 更新許可

5 県内の政令市における積替え許可の有無

市名 該当なし 許可番号 該当なし

有 ・ (無)

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ (無)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地
氏 名 株式会社 ウチダ
代表取締役 内田 一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 鈴木 康友



許可の年月日 令和7年4月10日

許可の有効年月日 令和12年4月9日

NO COPY

再複製無効

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）
、燃え殻、汚泥（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、鋳さい（水銀含有ばいじん等を含む。）

以上 15品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え
又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和7年4月10日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

氏 名 株式会社ウチダ

代表取締役 内田 一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 6年 3月21日

許可の有効年月日 令和11年 2月 5日

NO COPY

再複写無効

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類

感染性産業廃棄物

廃石綿等

廃油（※）

以上3種類

※（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成16年 2月 6日	指令西環第28-43号	新規許可
平成17年10月14日	—	変更届（住所）
平成26年 3月14日	指令産廃第12-210号	更新許可
平成31年 3月29日	指令産廃第12-198号	更新許可
令和 6年 3月21日	指令産廃第12-200号	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。(表中の「○」は取り扱うことができるもの、「●」は積替え保管できるもの、「-」は扱うことができないものを示す。)

有害物質	廃棄物名	指定下水汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
鉛又はその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
有機リン化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
砒素又はその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
シアン化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
ポリ塩化ビフェニル		-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン		-	-	-	-	○	-	-	-
テトラクロロエチレン		-	-	-	-	○	-	-	-
ジクロロメタン		-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素		-	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン		-	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン		-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン		-	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン		-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム		-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン		-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ		-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン		-	-	-	-	-	-	-	-
セレン又はその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
1,4-ジオキサン		-	-	-	-	-	-	-	-
ダイオキシン類		-	-	-	-	-	-	-	-

(以下余白)

NO COPY

再複写無効

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

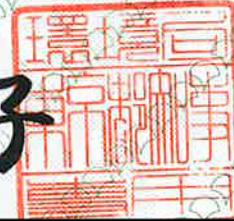
住所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

氏名 株式会社ウチダ
代表取締役 内田 一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 6年 1月19日

許可の有効年月日 令和11年 1月18日

NO COPY

再 複 写 無 効

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を除く。)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 感染性産業廃棄物
- ② 特定有害産業廃棄物
 - ア. 廃石綿等
 - イ. 金属等を含む廃棄物(裏面別表のとおり)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 16年 1月 19日 新規許可
令和 6年 1月 19日 更新許可 第4回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	一・三・ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類
燃え殻		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
汚泥		-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃油		-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃酸		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃アルカリ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉍さい		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ばいじん		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定下水汚泥		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【備考】・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)

NO COPY

再 複 写 無 効

許可番号 00950030676

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

氏名 株式会社ウチダ
代表取締役 内田 一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事 福田 富一

許可の年月日 令和6(2024)年2月12日

許可の有効年月日 令和11(2029)年2月11日

NO COPY

再複写無効

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集・運搬(積替えを除く。)

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

種類	条件等
感染性産業廃棄物	-
廃石綿等	-

区分	有害物質の種類等 (- 取扱不可: ● 取扱可能)																									
	水銀	カドミウム	鉛	有機燐	六価クロム	砒素	シアン	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	IⅡジクロロエタン	IⅠジクロロエチレン	シスIⅡジクロロエチレン	IⅠトリクロロエタン	IⅡトリクロロエタン	IⅢジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	IⅣジオキサン	ダイオキシン類	
取り扱う特別管理産業廃棄物																										
廃油	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2. 積替・保管施設 なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 平成16(2004)年2月12日

更新許可 令和6(2024)年2月12日 更新4回目

5. 積替え許可の有無(県内の政令市における許可) 有 ・ 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

取扱窓口

資源循環推進課

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

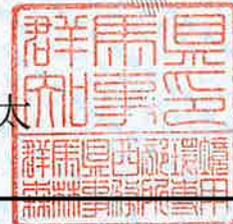
氏 名 株式会社ウチダ

代表取締役 内田一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日

令和 6年 2月 3日

許可の有効期限

令和11年 2月 2日

NO COPY

再 複 写 無 効

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①感染性産業廃棄物、②特 廃油（以上2種類）

※②に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成26年 2月 3日 新規許可

平成31年 2月 3日 更新許可

令和 6年 2月 3日 更新許可

4 積替え許可の有無 有 ・ 無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無



特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃ア ルカリ	特) 鉍さ い	特) ばい じん	特) 13 号廃棄物
アルキル水銀化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
アルキル水銀化合物(環境省令 で定める水銀回収を義務付 けるものを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-
水銀又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
水銀又はその化合物(環境 省令で定める水銀回収を義 務付けるものを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
鉛又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
有機燐化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
砒素又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
アン化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエレン	-	-	○	-	-	-	-	-
テトラクロロエレン	-	-	○	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素	-	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエレン	-	-	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエレン	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロパン	-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム	-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	-	-	-	-	-	-	-	-
セレン又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
1,4-ジオキサン	-	-	-	-	-	-	-	-
ダイオキシン類	-	-	-	-	-	-	-	-

NO COPY

再複製無効

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

埼玉県ふじみ野市駒林18番地
株式会社ウチダ
代表取締役 内田一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子



許可の年月日

令和 6 年 2 月 4 日

許可の有効年月日

令和 11 年 2 月 3 日

NO COPY

再複写無効

1 事業の範囲

別表1のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成26年 2月 4日	許可
平成31年 2月12日	許可の更新
令和 6年 2月 4日	許可の更新

5 積替え許可の有無 ~~有~~ ・ (無)

市名 許可番号

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 ~~有~~ ・ (無)

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(別表1)

番号	特別管理 産業廃棄物区分	取扱	注釈									
			枝番	a	b	c	d	e	f	g	h	
1	令第1号											
2	令第2号											
3	令第3号											
4	令第4号											
5イ	令第5号イ											
5ロ	令第5号ロ											
5ハ	令第5号ハ											
5ニ	令第5号ニ											
5ト	令第5号ト	○										
5	令第5号ホ、へ及びチ〜ル		枝番	a	b	c	d	e	f	g	h	指定 下水汚泥
			枝番	有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	
			1	アルキル水銀化合物								
			2	水銀又はその化合物								
			3	カドミウム又はその化合物								
			4	鉛又はその化合物								
			5	有機燐化合物								
			6	六価クロム化合物								
			7	砒素又はその化合物								
			8	シアン化合物								
			9	PCB								
			10	トリクロロエチレン								
			11	テトラクロロエチレン								
			12	ジクロロメタン								
			13	四塩化炭素								
			14	1, 2-ジクロロエタン								
			15	1, 1-ジクロロエチレン								
			16	シス-1, 2-ジクロロエチレン								
			17	1, 1, 1-トリクロロエタン								
			18	1, 1, 2-トリクロロエタン								
			19	1, 3-ジクロロプロペン								
			20	チウラム								
			21	シマジン								
			22	チオベンカルブ								
			23	ベンゼン								
			24	セレン又はその化合物								
			25	1, 4-ジオキサン								
			26	ダイオキシン類								
			27									
			28									
			29									
			30									
6	令第6号											
7	令第7号											
8	令第8号											
9	令第9号											
10												
11												

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。

【注2】表中の「○」は、取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、
「」は取り扱うことができないものを示す。

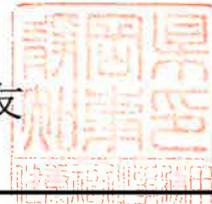
「」は取り扱うことが
NO COPY
再 複 写 無 効

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地
氏名 株式会社 ウチダ
代表取締役 内田 一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 鈴木 康友



許可の年月日 令和7年4月10日

許可の有効年月日 令和12年4月9日

NO COPY

再複写無効

1. 事業の範囲

事業の区分
特別管理産業廃棄物の種類

収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃石綿等、特定有害汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、特定有害廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、特定有害廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）

以上 24品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和7年4月10日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

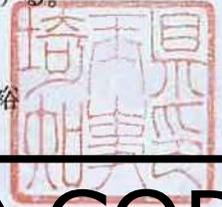
産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地
氏名 株式会社 ウチダ
代表取締役 内田 一二三



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 3 年 6 月 2 日

許可の有効年月日 令和10年 5 月 2 6 日

NO COPY

再複製無効

1. 事業の範囲

中間処理

- 破砕：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類
破砕・減容：廃プラスチック類（塩化ビニルを除く。）、紙くず（圧縮固化に適したものに限る。）、木くず（圧縮固化に適したものに限る。）、繊維くず（圧縮固化に適したものに限る。） 以上4種類
圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 以上3種類
圧縮：金属くず 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県上尾市大字領家字中井1116番4、1118番1、1118番2、1118番6、1119番1、1119番2、1119番3、1120番1、1120番2、1120番3、1120番5、1120番7、1120番8、1121番1、1121番2、1146番3、1146番7
以上17筆（面積4,465.40㎡）

処理施設及び保管施設の概要は2頁から3頁のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
(2) 中間処理は、2頁に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成9年5月27日	指令廃対第157号	新規許可
平成20年12月17日	指令産廃第1093号	変更許可（破砕・減容の追加及び事業場面積の拡大）
平成23年5月31日	指令中環第233号	優良確認
平成24年8月1日	—	変更届（保管面積の縮小及び保管高さの増大）
令和3年6月2日	指令中環第156号	更新許可（優良認定）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	600m ³ /日 (8時間)	紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類	平成 9年 5月 27日 平成13年 2月 1日 破1-3
圧縮梱包施設	40t/日 (8時間)	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 以上3種類	平成 9年 5月 27日 — —
破砕施設	72t/日 (8時間)	木くず 以上1種類	平成15年11月21日 平成15年11月21日 1-45
圧縮施設	11.2t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	平成24年 3月 28日 — —
破砕施設	110t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成16年10月29日 平成16年10月29日 1-47
	111t/日 (8時間)	紙くず、木くず、繊維くず(廃畳を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) 以上4種類	
破砕施設	4.92t/日 (8時間)	廃プラスチック類(再生利用可能な軟質系のものに限る。)、紙くず(圧縮固化に適したのものに限る。)、木くず(圧縮固化に適したのものに限る。)、繊維くず(圧縮固化に適したのものに限る。) 以上4種類	平成20年12月17日 — —
破砕施設	4.91t/日 (8時間)	廃プラスチック類(再生利用可能な硬質系のものに限る。) 以上1種類	平成20年12月17日 — —
減容施設	29.61t/日 (14時間)	廃プラスチック類(塩化ビニルを除く。)、紙くず(圧縮固化に適したのものに限る。)、木くず(圧縮固化に適したのものに限る。)、繊維くず(圧縮固化に適したのものに限る。) 以上4種類	平成20年12月17日 — —



NO COPY

再 複 写 無 効

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上2種類	25.0㎡	2.5m（屋内）
木くず、繊維くず 以上2種類	80.0㎡	3.0m（屋内）
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上1種類	36.7㎡	2.5m（屋内） （30㎡コンテナ×1個）
金属くず 以上1種類	13.8㎡	2.2m（屋内） （22㎡コンテナ×1個）
廃プラスチック類 以上1種類	13.8㎡	2.2m（屋外） （22㎡コンテナ×1個）
繊維くず 以上1種類	5.3㎡	1.0m（屋外） （フレコンバッグ×3個）
ゴムくず 以上1種類	5.3㎡	1.0m（屋外） （フレコンバッグ×3個）
紙くず 以上1種類	13.8㎡	2.2m（屋外） （22㎡コンテナ×1個）
廃プラスチック類（再生可能な硬質系のものに限る。） 以上1種類	13.8㎡	2.5m（屋内） （30㎡コンテナ×1個）
紙くず、木くず 以上2種類	88.0㎡	3.0m（屋内）
廃プラスチック類 以上1種類	100.0㎡	3.0m（屋内）
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。） 以上1種類	13.8㎡	2.5m（屋内） （30㎡コンテナ×1個）
繊維くず 以上1種類	6.9㎡	1.5m（屋内） （8㎡コンテナ×1個）
廃プラスチック類（再生利用可能な軟質系のものに限る。） 以上1種類	20.0㎡	2.0m（屋内）
廃プラスチック類（塩化ビニルを除く。）、紙くず（圧縮固化に適したのものに限る。）、木くず（圧縮固化に適したのものに限る。）、繊維くず（圧縮固化に適したのものに限る。） 以上4種類	13.8㎡	2.5m（屋内） （30㎡コンテナ×1個）

（以下余白）

NO COPY

再複製無効

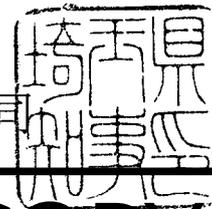
廃棄物再生事業者登録証明書

住 所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地
氏 名 株式会社 ウチダ
代表取締役 内田 一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項に規定する廃棄物再生事業者の登録を受けた者であることを証する。

平成24年10月29日

埼玉県知事 上田 清司



NO COPY

再 複 写 無 効

1 事業場の名称

株式会社 ウチダ

2 事業場の所在地

埼玉県上尾市大字領家字中井1116番4、1118番1、1118番2、
1118番6、1119番1、1119番2、1119番3、1120番1、
1120番2、1120番3、1120番5、1120番7、1120番8、
1121番1、1121番2、1146番3、1146番7
以上17筆（面積：4,465.40m²）

3 事業の内容

- 廃プラスチック類、紙くず及び繊維くずの破碎・圧縮梱包による再生
- 金属くずの破碎・選別・圧縮による再生
- ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類の破碎・選別による再生
- 木くず及びゴムくずの破碎による再生

4 登録年月日

平成10年6月9日

5 登録番号

第I-15号